公益財団法人静岡県腎臓バンク　賛助会員規程

（目的）

第１条　この規則は、公益財団法人静岡県腎臓バンク(以下「この法人」という。)定款第 52 条に基づき、賛助会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（賛助会員）

第２条　この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人でこの法人の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

（理事会への報告）

第３条　理事長は新たに前条の賛助会員になった者の氏名について、理事会に報告しなければならない。

（入会手続）

第４条　賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（賛助会費）

第５条　賛助会員は、入会以後毎年年会費を納入しなければならない。

２　年会費は会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

(1)　法人、団体会員　１口　１０，０００円

(2)　個人会員　　１口　　５，０００円

(会費の使途)

第６条　前条の年会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上から 50%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

（脱　会）

第７条　賛助会員はいつでも脱会通知をこの法人に提出することにより、脱会することができる。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

１　この規程は、公益財団法人静岡県腎臓バンクの設立の登記の日から施行する。

１　この規程は、令和５年２月 20 日から施行する。